

雇用保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 教育訓練給付金の給付割合の上限の引下げ

教育訓練給付金の給付割合の上限を百分の六十から百分の四十に引き下げること。

(第六十条の二関係)

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。 (附則第二項及び第三項関係)